

春日部市への報告すべき事件・事故等の範囲

- (1) サービス提供による利用者の事故等の発生
 - ① 事故等とは、死亡事故の他、骨折、裂傷、やけど、誤嚥、異食、誤薬等で医療機関を受診（施設内での医療処置を含む）または入院したものをいいます。
 - ② 施設内における事故の他、送迎、通院、レクリエーション等の時間の事故も含まれます。
 - ③ 施設側の過失の有無は問いません。また、利用者自身や第三者に起因するものも含まれます。

- (2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬等の発生
 - ① 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」定めるもののうち、原則として1類、2類、3類及び新型コロナウイルス感染症・新型インフルエンザ等を指します。
 - ② それら以外の感染症（鳥インフルエンザ・レジオネラ症・感染性胃腸炎）も含まれます。

- (3) 職員（従業者）の交通事故、法令違反、不祥事、利用者への虐待等の発生
利用者や施設に損害を与えたもの
（利用者からの預かり金の紛失・横領、送迎時の交通事故、個人情報の紛失流失）

- (4) その他報告が必要と認められる事故の発生
利用者の無断外出によるひとり歩き、ひとり歩きによる行方不明者の発生等、利用者の生命・身体に重大な結果を生じる恐れがあるもの